



資 料

相談機関

- 生活や医療、職業、施設入所などの相談を受けています。下記へお気軽にご相談ください。
なお、お近くの民生・児童委員の方にも相談できます。

(1) 官公庁等

名 称	所 在 地	電 話	相 談 内 容
苫小牧市配偶者 暴力相談支援センター		84-8985	・DV被害を受けた方や女性の困りごとについての相談
苫小牧市福祉部 (総合福祉課) (介護福祉課) (障がい福祉課) (発達支援課) 苫小牧市健康こども部 (こども支援課) (こども相談課)	苫小牧市旭町 4丁目5番6号 ※発達支援課 苫小牧市双葉町 3丁目7番3号 ※こども相談課 苫小牧市双葉町 3丁目7番2号	(代)32-6111 ※発達支援課 34-5821 34-5823 ※こども相談課 32-6369	・生活困窮者、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、女性、児童、母子・父子・寡婦等についての生活、医療、施設入所などの各種相談 ・総合福祉課 32-6345 32-6354 ふくし総合相談窓口 32-6189 ・介護福祉課 32-6342 32-6344 32-6347 84-7565 ・障がい福祉課 32-6356 32-6358 32-6412 ・こども支援課 32-6416
社会福祉法人 苫小牧市 社会福祉協議会	苫小牧市若草町 3丁目3番8号	32-7111	・地域活動、困りごと相談 ・高齢者、心身障がい者の介護相談 ・生活福祉資金、生活応急資金などの貸付相談 ・福祉人材無料職業紹介所(福祉人材バンク) ・心配ごと相談、無料法律相談 (市民相談所直通 33-2345)
北海道室蘭児童相談所 苫小牧分室	苫小牧市双葉町 3丁目7番2号	61-1882	・児童の専門的な相談や一時保護、児童福祉施設等への入所などに関する事
北海道立心身障害者 総合相談所	札幌市中央区円山西町 2丁目1番1号	(011) 613-5401	・身体障がい者の施設入所、更生医療給付、補装具交付等適否判定、その他更生援護などの相談 ・知的障がい者の施設入所、生活その他更生援護などの相談
北海道立女性相談 援助センター	札幌市西区西野3条 9丁目12番36号	(代)(011) 661-3099 相談電話:(011) 666-9955	・女性の抱えるさまざまな問題(法律・性・心・家庭等)の専門相談や、一時保護、施設入所による自立指導
北海道苫小牧保健所	苫小牧市若草町 2丁目2番21号	保健係:77-9935 健康支援係:77-9934	・小児慢性特定疾病医療申請、難病、精神保健などの相談
苫小牧公共職業安定所	苫小牧市港町 1丁目6番15号 (苫小牧港湾合同庁舎)	32-5221	・職業相談・紹介、職業訓練校入校などの相談 (一部要マイナンバー)
日本年金機構 苫小牧年金事務所	苫小牧市若草町 2丁目1番14号	37-3500	・各種年金の相談 国民年金課 自動音声案内「2」→「2」 お客様相談室 自動音声案内「1」→「2」
とまこまい医療介護 連携センター	苫小牧市旭町 2丁目4番20号	37-0177	・在宅医療や療養に関する事

(2) 人権擁護委員

地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して、人権侵害から被害者を救済するなどの活動を行っています。

苫小牧市内の人権擁護委員は次のとおりです。

※50音順

氏名	氏名
阿部 仁美	大谷 和広
大村 千佳	岡田 秀樹
岡部 敦子	上林 義幸
木村 義人	齊藤 裕子
澤出 さゆり	高橋 裕美
田中 淳子	二階堂 久美子
西尾 一夫	松平 定明

(3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員・地域相談員

氏名	連絡先	主な相談内容
原谷 実	67-4598	視覚障がいのある方の医療、就労、福祉用具、経済面や人間関係、日常生活全般に関すること
石黒 孝一	32-8936	
中村 誠宏	75-5865	肢体に障がいのある方の医療、就労、福祉用具、経済面や人間関係、日常生活全般に関すること
高橋 由美子	080-5580-8786	
富田 美紀子	68-7015	
酒井 幹雄	(FAX) 57-2602	聴覚障がいのある方の医療、就労、福祉用具、経済面や人間関係、日常生活全般に関すること
斉藤 フミ子	090-3898-8104	知的障がいのある方や子どもの療育、就学や就職、施設入所や家族関係に関すること

※順不同、各相談員はいずれも地域相談員を兼ねています。

別表1 身体障害者障害程度等級表

等級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語障害又はそしやく機能の障害	身体不自由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 移動機能	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発音された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合には、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>															

別表 2

令和 6 年 4 月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369 疾病）

●新たに対象となる疾病（3 疾病）

△表記が変更された疾病（5 疾病）

○障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A 腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジュール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	I p 3 6 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膝炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	結節性ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	H T R A 1 関連脳小血管病 △
33	H T L V - 1 関連脊髄症
34	A T R - X 症候群
35	A D H 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	M E C P 2 重複症候群 ●
41	遠位型ミオパチー
42	円錐角膜 ○
43	黄色靭帯骨化症
44	黄斑ジストロフィー
45	大田原症候群
46	オクシピタル・ホーン症候群
47	オスラー病
48	カーニー複合
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
50	潰瘍性大腸炎
51	下垂体前葉機能低下症
52	家族性地中海熱
53	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)
54	家族性良性慢性天疱瘡
55	カナバン病
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
57	歌舞伎症候群
58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
59	カルニチン回路異常症
60	加齢黄斑変性 ○
61	肝型糖尿病
62	間質性膀胱炎 (ハンナ型)
63	環状 2 0 番染色体症候群

番号	疾病名
64	関節リウマチ
65	完全大血管転位症
66	眼皮膚白皮症
67	偽性副甲状腺機能低下症
68	ギャロウェイ・モフト症候群
69	急性壊死性脳症 ○
70	急性網膜壊死 ○
71	球脊髄性筋萎縮症
72	急速進行性糸球体腎炎
73	強直性脊椎炎
74	巨細胞性動脈炎
75	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
76	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
78	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
79	筋萎縮性側索硬化症
80	筋型糖尿病
81	筋ジストロフィー
82	クッシング病
83	クリオピリン関連周期熱症候群
84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
85	クルーゾン症候群
86	グルコーストランスポーター 1 欠損症
87	グルタル酸血症 1 型
88	グルタル酸血症 2 型
89	クロウ・深瀬症候群
90	クローン病
91	クロンカイト・カナダ症候群
92	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症
93	結節性硬化症
94	結節性多発動脈炎
95	血栓性血小板減少性紫斑病
96	限局性皮質異形成
97	原発性局所多汗症 ○
98	原発性硬化性胆管炎
99	原発性高脂血症
100	原発性側索硬化症
101	原発性胆汁性胆管炎
102	原発性免疫不全症候群
103	顕微鏡的大腸炎 ○
104	顕微鏡的多発血管炎
105	高 I g D 症候群
106	好酸球性消化管疾患
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
108	好酸球性副鼻腔炎
109	抗糸球体基底膜腎炎
110	後縦靭帯骨化症
111	甲状腺ホルモン不応症
112	拘束型心筋症
113	高チロシン血症 1 型
114	高チロシン血症 2 型
115	高チロシン血症 3 型
116	後天性赤芽球癆
117	広範脊柱管狭窄症
118	膠様滴状角膜炎ジストロフィー
119	抗リン脂質抗体症候群
120	コケイン症候群
121	コステロ症候群
122	骨形成不全症
123	骨髄異形成症候群 ○
124	脊髄線維症 ○
125	ゴナドトロピン分泌亢進症
126	5 p 欠失症候群

番号	疾病名
127	コフィン・シリス症候群
128	コフィン・ローリー症候群
129	混合性結合組織病
130	鯉耳腎症候群
131	再生不良性貧血
132	サイトメガロウィルス角膜炎内皮炎 ○
133	再発性多発軟骨炎
134	左心低形成症候群
135	サルコイドーシス
136	三尖弁閉鎖症
137	三頭筋萎縮症
138	C F C 症候群
139	シェーグレン症候群
140	色素性乾皮症
141	自己食空胞性ミオパチー
142	自己免疫性肝炎
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
144	自己免疫性溶血性貧血
145	四肢形成不全 ○
146	シトステロール血症
147	シトリン欠損症
148	紫斑病性腎炎
149	脂肪萎縮症
150	若年性突発性関節炎
151	若年性肺炎腫
152	シャルコー・マリー・トゥース病
153	重症筋無力症
154	修正大血管転位症
155	ジュベール症候群関連疾患
156	シュワルツ・ヤンベル症候群
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
158	神経細胞移動異常症
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
160	神経線維腫症
161	神経有棘赤血球症
162	進行性核上性麻痺
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
164	進行性骨化性線維異形成症
165	進行性多巣性白質脳症
166	進行性白質脳症
167	進行性ミオクロームステんかん
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
170	スタージ・ウェーバー症候群
171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
172	スミス・マガニス症候群
173	スモン ○
174	脆弱 X 症候群
175	脆弱 X 症候群関連疾患
176	成人発症スチル病 △
177	成長ホルモン分泌亢進症
178	脊髄空洞症
179	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)
180	脊髄髄膜瘤
181	脊髄性筋萎縮症
182	セビアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症
183	前眼部形成異常
184	全身性エリテマトーデス
185	全身性強皮症
186	先天異常症候群
187	先天性横隔膜ヘルニア
188	先天性核上性球麻痺
189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症

番号	疾病名
190	先天性魚鱗癬
191	先天性筋無力症候群
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (G P 1) 欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症
194	先天性腎性尿崩症
195	先天性赤血球形形成異常性貧血
196	先天性僧帽弁狭窄症
197	先天性大脳白質形成不全症
198	先天性肺静脈狭窄症
199	先天性風疹症候群 ○
200	先天性副腎低形成症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症
202	先天性ミオパチー
203	先天性無痛無汗症
204	先天性葉酸吸収不全
205	前頭側頭葉変性症
206	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。 ●)
207	早期ミオクロニー脳症
208	総動脈幹遺残症
209	総排泄腔遺残
210	総排泄腔外反症
211	ソトス症候群
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
213	第 1 4 番染色体父親性ダイソミー症候群
214	大脳皮質基底核変性症
215	大理石骨病
216	ダウン症候群 ○
217	高安静脈炎
218	多系統萎縮症
219	タナトフォリック骨異形成症
220	多発血管炎性肉芽腫症
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎
222	多発性軟骨性外骨腫症 ○
223	多発性嚢胞腎
224	多脾症候群
225	タンジール病
226	単心室症
227	弾性線維性仮性黄色腫
228	短腸症候群 ○
229	胆道閉鎖症
230	遅発性内リンパ水腫
231	チャージ症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
233	中毒性表皮壊死症
234	腸管神経節細胞僅少症
235	T R P V 4 異常症 ●
236	T S H 分泌亢進症
237	T N F 受容体関連周期性症候群
238	低ホスファターゼ症
239	天疱瘡
240	特発性拡張型心筋症
241	特発性間質性肺炎
242	特発性基底核石灰化症
243	特発性血小板減少性紫斑病
244	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
245	特発性後天性全身性無汗症
246	特発性大腿骨頭壊死症
247	特発性多中心性キャッスルマン病
248	特発性門脈圧亢進症
249	特発性両側性感音難聴
250	突発性難聴 ○
251	ドラベ症候群
252	中條・西村症候群

番号	疾病名
253	那須・ハコラ病
254	軟骨無形成症
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
256	2 2 q 1 1 . 2 欠失症候群
257	乳幼児肝巨大血管腫
258	尿素サイクル異常症
259	ヌーナン症候群
260	ネイルパテラ症候群 (爪趾蓋骨症候群) / L M X 1 B 関連腎症
261	ネフロン癆
262	脳クレアチン欠乏症候群
263	脳髄黄色腫症
264	脳内鉄沈着神経変性症 (※) △
265	脳表ヘモジゲリン沈着症
266	膿疱性乾癬
267	嚢胞性線維症
268	パーキンソン病
269	バージャー病
270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
271	肺動脈性肺高血圧症
272	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
273	肺胞低換気症候群
274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
275	パッド・キアリ症候群
276	ハンチントン病
277	汎発性特発性骨増殖症 ○
278	P C D H 1 9 関連症候群
279	非ケトーシス型高グリシン血症
280	肥厚性皮膚骨膜炎
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
283	肥大型心筋症
284	左肺動脈右肺動脈起始症
285	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
286	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
288	非典型性溶血性尿毒症候群
289	非特異性多発性小腸潰瘍症
290	皮膚筋炎/多発性筋炎
291	びまん性汎細気管支炎 ○
292	肥満低換気症候群 ○
293	表皮水疱症
294	ヒルシュスブルグ病 (全結腸型又は小腸型)
295	V A T E R 症候群
296	ファイファー症候群
297	ファロー四徴症
298	ファンコニ貧血 ●
299	封入体筋炎
300	フェニルケトン尿症
301	フォンタン術後症候群 ○
302	複合カルボキシラーゼ欠損症
303	副甲状腺機能低下症
304	副腎白質ジストロフィー
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
306	ブラウ症候群
307	ブラダー・ウィリ症候群
308	プリオン病
309	プロピオン酸血症
310	P R L 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
311	閉塞性細気管支炎
312	β-ケトチオラーゼ欠損症
313	パーचेット病
314	ベスレムミオパチー
315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○

番号	疾病名
316	ヘモクロマトーシス ○
317	ペリリー病 △
318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
319	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
320	片側巨脳症
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
322	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
324	ホモシスチン尿症
325	ボルフィリン症
326	マリネスコ・シェーグレン症候群
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
329	慢性血栓性肺高血圧症
330	慢性再発性多発性骨髄炎
331	慢性膝炎 ○
332	慢性特発性偽性腸閉塞症
333	ミオクロニー欠てんかん
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
335	ミトコンドリア病
336	無虹彩症
337	無脾症候群
338	無βリポタンパク血症
339	メーブルシロップ尿症
340	メチルグルタコン酸尿症
341	メチルマロン酸血症
342	メビウス症候群
343	メンケス病
344	網膜色素変性症
345	もやもや病
346	モワット・ウィルソン症候群
347	薬剤性過敏症候群 ○
348	ヤング・シンプソン症候群
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
351	4 p 欠失症候群
352	ライソゾーム病
353	ラスムッセン脳炎
354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
355	ランドウ・クレフナー症候群
356	リジン尿性蛋白不耐症
357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
358	両大血管右室起始症
359	リンパ管腫症/ゴーハム病
360	リンパ脈管筋腫症
361	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
363	レーベル遺伝性視神経症
364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
366	レット症候群
367	レノックス・ガスター症候群
368	ロスモンド・トムソン症候群
369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

(※) 旧対象疾病番号 1 5 9 (神経フェリチン症) は対象疾病番号 2 6 4 (脳内鉄沈着神経変性症) に統合

注) 疾病名の表記が変更になる可能性がある

別表3 特別障害者手当障害程度表

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

対象者 20歳以上の重度の障害者であって、次のアからエまでの一つに該当するものを対象とします。

- ア 別表3の1から7までに規定する身体の障害もしくは病状又は精神の障害が2つ以上存するもの。
- イ 別表3の1から7までに規定する身体の障害もしくは病状又は精神の障害が1つ存し、かつ、それ以外の国民年金の2級程度の障害が2つ存し、合わせて3つの障害が存するもの。
- ウ 別表3の3から5までに規定する身体の障害が1つ存し、それが特に重要であるため、日常生活動作能力の評価（点数評価）が極めて重度であると認められるもの。
- エ 別表3の6から7に規定する病状又は精神の障害が1つ存し、その状態が絶対安静又は、精神の障害にあつては、日常生活能力の評価（点数評価）が極めて重度であると認められるもの。

別表4 障害児福祉手当障害程度表

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両下肢の用を全く廃したもの
6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注) 視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表5 児童扶養手当障害程度表

児童の障害程度

1. 次に掲げる視覚障害
イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢機能の機能に著しい障害を有するもの
9. 一上肢のすべての指を欠くもの
10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢すべての指を欠くもの
12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13. 一下肢を足関節以上で欠くもの
14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

父または母の障害程度

1. 次に掲げる視覚障害
イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10. 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
11. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表6 特別児童扶養手当障害程度表

1級

1. 両眼の視力の和が0.03以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級

1. 両眼の視力の和が0.07以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 一上肢のすべての指を欠くもの

- 1 0. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 1 1. 両下肢すべての指を欠くもの
- 1 2. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 1 3. 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 1 4. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 1 5. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 1 6. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 1 7. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表7 生活福祉資金貸付条件一覧表

資金名	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間		
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 原則3ヶ月、最長12ヶ月 (3ヶ月ごと延長)	月額 200,000円以内 (単身世帯は150,000円以内)	6か月以内	10年以内	
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内	10年以内	
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内	6か月以内	10年以内	
福祉資金	福祉費	生業を営むのに必要な経費	4,600,000円以内	6か月以内	20年以内	
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月以内	1,300,000円以内	6か月以内	8年以内
			1年以内	2,200,000円以内		
			2年以内	4,000,000円以内		
	3年以内		5,800,000円以内			
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	6か月以内	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円以内	6か月以内	8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円以内	6か月以内	8年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	6か月以内	10年以内		
	負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年以内 1,700,000円以内	6か月以内	5年以内		
		・療養期間が1年6か月以内 2,300,000円以内				
	介護サービス・障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年以内 1,700,000円以内	6か月以内	5年以内		
		・介護サービスを受ける期間が1年6か月以内 2,300,000円以内				
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円以内	6か月以内	7年以内		
冠婚葬祭に必要な経費	500,000円以内	6か月以内	3年以内			
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円以内	6か月以内	3年以内			
就職・技能習得等の支度に必要な経費	500,000円以内	6か月以内	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内	6か月以内	3年以内			
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内		

教育支援資金	教育支援費	学校教育法に規定する高校・大学・専修学校等に就学するのに必要な経費	高等学校(専修学校高等課程含む) 月額 35,000円以内 高等専門学校 月額 60,000円以内 短期大学(専修学校専門課程含む) 月額 60,000円以内 大学 月額 65,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 ※貸付額により 期間の目安あり
	就学支度費	学校教育法に規定する高校・大学・専修学校等への入学に際し必要な経費	500,000円以内		
不生活資産担保型	不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対し、今お住いの居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費	月額 300,000円以内 (土地の評価額の70%)	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住いの居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費	保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時

- ・貸付対象者は低所得世帯、障害者世帯、高齢者が属する世帯です。
 - ・他の公的貸付制度の活用が優先されます。
- ※詳しくは、苫小牧市社会福祉協議会へお問い合わせください。(TEL:0144(32)7111)

別表8 各種減免等制度一覧

制度名	内容	対象要件	問合せ先
各種市税	市税を納めることが困難な際に、減免される場合があります。 (対象となる税の納期限までに申請が必要)	【市民税】 ・ 貧困により生活のための扶助を受けている場合 ・ 災害等により税の納付が困難と認められた場合	市市民税課 Tel:0144(32)6253
		【固定資産税・都市計画税】 ・ 災害等により甚大な被害を受けた ・ 貧困により生活のための公私の扶助を受けている ・ 公私の扶助を受けている者以外の者で生活保護基準以下の収入に該当する生活困窮 【軽自動車税】 ・ 障害者(身体及び精神障害)に該当する	市資産税課 Tel:0144(84)4073 市市民税課 Tel:0144(32)6244
各種証明書発行手数料	証明発行手数料が減免になります。	生活保護を受けている (生活保護手帳の提示が必要となります)	市窓口サービス課 Tel:0144(32)6294
国民健康保険	【国民健康保険税】 特別な事情によって保険税の納入が困難な際に、保険税が減額となる場合があります。 (事前審査が必要)	次のいずれかに該当する場合 ・ 火災や風水害で被害を受けたとき ・ 病気や失業などにより所得が激減したとき	市保険年金課 Tel:0144(32)6418
	【医療費】 病院や薬局の窓口における一部負担金の支払いが困難な場合に、減免または猶予される場合があります。(申請が必要)	災害や突然の失業等により、収入が一時的に生活保護に準じる状況となった場合	市保険年金課 Tel:0144(32)6425
後期高齢者医療制度	【保険料】 特別な事情によって保険料の納入が困難な際に、保険料が減額となる場合があります。 (申請が必要)	災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮していると、広域連合長が認めた場合 (詳細はご相談ください)	市保険年金課 Tel:0144(32)6418
	【医療費】 病院や薬局の窓口における一部負担金の支払いが困難な場合に、減免または猶予される場合があります。(申請が必要)		市保険年金課 Tel:0144(32)6425
介護保険料	【保険料】 特別な事情によって保険料の納入が困難な際に、保険料が減額となる場合があります。(申請が必要)	次のいずれかに該当する場合 ・ 火災や風水害で被害を受けたとき ・ 病気や失業などにより所得が激減したとき ・ 介護保険料の所得段階が第1段階以外の方で低所得により保険料の納入が困難な場合	市保険年金課 Tel:0144(32)6418
国民年金保険料	保険料の納付が免除または猶予される場合があります。 (法定免除、申請免除・納付猶予の区分あり)	【法定免除】 次のいずれかに該当する場合 ・ 障害基礎年金、障害厚生年金の受給者(1級・2級のみ) ・ 生活保護法における生活扶助の受給者	市保険年金課 Tel:0144(32)6429
		【申請免除・納付猶予】 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下または失業等の理由がある	
		【納付猶予】 50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下または失業等の理由があり世帯主の所得が一定額以上の場合	
市営住宅使用料	市営住宅使用料の支払いが困難となった際に、市営住宅使用料が減免される場合があります。	収入が生活保護の認定に準じる状況となった場合(世帯の状況によって要件が異なるため、事前の相談が必要)	市住宅課 Tel:0144(32)6316
就学援助	小・中学校に通学する児童の保護者を対象に、学用品費や給食費など就学に必要な費用が援助される場合があります。	次のいずれかに該当する場合 ・ 生活保護を受けている(申請書を提出する必要はありません) ・ 経済的理由で生活が困窮している	市学校教育課 Tel:0144(32)6742
保育料	保育料の納入が困難であると認められる場合に、保育料が免除されます。	次のいずれかに該当する場合 ・ 災害で住居及び家財等に著しい損害を受け、その修復等に多額の費用を要する ・ 失業、休業、廃業で収入が著しく減少した(自己都合除く) ・ 災害、病気その他やむを得ない事由で扶養義務者の収入又は必要経費に著しい変動が生じた	市こども育成課 Tel:0144(32)6378

別表9 障害基礎年金・障害厚生年金障害等級表

1級

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
 - ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢の全ての指を欠くもの
5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
 - ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. そしゃくの機能を欠くもの
5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 一上肢の全ての指を欠くもの
10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢の全ての指を欠くもの

- 1 2. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 1 3. 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 1 4. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 1 5. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 1 6. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 1 7. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

3級

- 1. 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの
 - ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの
 - ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの
- 2. 両耳の聴力が 4 0 cm 以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
- 3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
- 4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
- 5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
- 6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
- 7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- 8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
- 9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
- 1 0. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
- 1 1. 両下肢の十趾の用を廃したもの
- 1 2. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 1 3. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 1 4. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- 1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4. 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあつては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表 10

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度について

北海道では、道内に居住するアイヌの子弟で、経済的な理由により大学又は短期大学における教育を受けることが困難な方に、修学資金等を次のとおりお貸ししています。

1 貸付額（各種対象条件あり）		
区分	修学資金	入学支度金
●国立・公立の大学又は短期大学に在学する方	月額 5万1,000円以内	一時金 3万8,500円以内
●私立の大学又は短期大学に在学する方	月額 8万2,000円以内	
2 貸付利率	●無利子	
3 貸付期間	●貸付を受けている方が在学する大学・短期大学の正規の修業年限以内です。	
4 返済期間	●退学や卒業により貸付金を返還するときは、返還計画書を提出し、20年以内に返還していただきます。	
※ 修学資金等の貸付を受ける方は、大学等修学資金等貸付申請書等の必要書類を別に指定する期日までに提出していただきます。		
※ 修学資金等の貸付を受ける方は連帯保証人の届出が必要になります。		

北海道アイヌ子弟高等学校等進学奨励補助制度について

北海道に居住するアイヌの子弟の進学を奨励するため、高等・高等専門・専修各種学校に在学するアイヌの子弟が経済的な理由により修学が困難な方に、修学資金等を次のとおり補助します。

1 補助額（各種対象要件あり）			
区分	修学資金	入学支度金	通学費
●国公立の高等学校及び高等専門学校に在学する方	月額 2万3,000円以内	一時金 2万4,200円以内	1か月に要した経費が1万円以上の場合 (一定の基準により補助します)
●専修学校及び各種学校に在学する方	月額 2万3,300円以内		
●私立の高等学校に在学する方	月額 4万3,000円以内	一時金 5万4,760円以内	月額7,500円以内 ※専修学校及び各種学校に在学する方は対象外
※ 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している方は、保護費分を補助対象費から除きます。			
※ 修学資金等の補助を受ける方は、各補助金交付申請書等の必要書類を別に指定する期日までに提出していただきます。			
※ 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸預金の貸付又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による就学資金の貸付を受けない者であること。			

苫小牧市福祉施設一覧（高齢者）

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
養護老人ホーム	社福	緑陽会	苫小牧静和荘	80	053-0841	松風町2番15号	74-3338	74-3352	
高齢者福祉センター	市	苫小牧市	高齢者福祉センター	—	053-0015	本幸町1丁目2番21号	34-5897	34-5899	
地域包括支援センター	社福	緑陽会	西地域包括支援センター	—	059-1263	青雲町2丁目12番17号	61-7600	61-7401	
	社福	苫小牧慈光会	しらかば地域包括支援センター	—	053-0821	しらかば町5丁目5番6号	71-5225	71-5230	
	社福	山手の里	山手地域包括支援センター	—	053-0851	山手町1丁目1番2号	71-5565	71-5580	
	社福	ふれんど	南地域包括支援センター	—	053-0805	新富町1丁目3番7号	71-5005	71-5001	
	医療	王子総合病院	中央地域包括支援センター	—	053-0021	若草町3丁目4番8号	36-3712	37-0355	
	医療	平成醫塾	明野地域包括支援センター	—	053-0054	明野新町5丁目2番4号	53-4165	53-4166	
	社福	緑星の里	東地域包括支援センター	—	059-1305	沼ノ端中央4丁目14番24号	52-1155	52-1177	
介護老人福祉施設	社福	緑陽会	緑陽園	110	059-1265	字樽前222番地の11	67-0166	68-8822	
	社福	緑陽会	緑樹園Ⅰ	40	053-0841	松風町2丁目17番	84-7337	84-7331	
	社福	緑陽会	緑樹園Ⅱ	40	053-0841	松風町2丁目17番	84-7337	84-7331	
	社福	緑星の里	陽明園	80	059-1365	字植苗51番地の177	58-2421	58-2422	
	社福	苫小牧慈光会	樽前慈生園	50	059-1262	美原町3丁目9番1号	67-5601	67-5602	
	社福	山手の里	特別養護老人ホームアポロ園	50	053-0851	山手町1丁目12番3号	74-8377	74-8377	
	社福	ふれんど	特別養護老人ホーム「彩」	120	053-0022	表町5丁目11番5号	31-2313	31-2333	
	社福	陽樹会	特別養護老人ホーム陽だまりの樹	50	053-0005	元中野町2丁目3番3号	33-2818	33-2819	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	社福	沼ノ端はくちょう会	特別養護老人ホーム沼ノ端はくちょう苑	50	059-1304	北栄町3丁目19番26号	84-3000	84-1560	
	社福	ふれんど	地域密着型特別養護老人ホーム明德	29	059-1273	明德町4丁目6番21号	61-5755	61-5772	
	社福	苫小牧慈光会	地域密着型介護老人福祉施設 ケアセンターしらかばの郷	29	053-0821	しらかば町5丁目5番6号	71-1661	71-1662	
介護老人保健施設	社福	緑陽会	地域密着型特別養護老人ホーム花もみじ	29	053-0841	松風町2番15号	74-3388	74-3390	
	社福	緑陽会	老人保健施設みどりの苑	80	053-0841	松風町2番15号	84-7068	84-7069	
	社福	緑星の里	老人保健施設東胆振ケアセンター	100	059-1365	字植苗51番地の156	58-2323	58-2347	
	医療	延山会	老人保健施設苫小牧健樹園	58	059-1271	澄川町7丁目9番18号	67-3111	67-3114	
	医療	王子総合病院	介護老人保健施設ケアライフ王子	100	053-0021	若草町3丁目4番8号	36-7111	36-7070	
	医療	苫仁会	老人保健施設ライフスプリング桜木	100	053-0832	桜木町2丁目25番1号	71-2369	71-2269	
	医療	苫仁会	介護療養型老人保健施設かみや	69	053-0832	桜木町2丁目25番1号	71-1717	71-2551	
介護医療院	医療	嵩仁会	苫都病院介護医療院	58	053-0021	若草町5丁目10番21号	34-2135	36-2769	
	医療	玄洋会	道央佐藤病院介護医療院	60	053-0841	字樽前234番地	67-0236	67-3125	
	医療	延山会	苫小牧澄川病院介護医療院	90	059-1271	澄川町7丁目9番18号	67-3111	67-3114	
経過的軽費老人ホーム	社福	山手の里	アドネス園	50	053-0851	山手町1丁目12番3号	72-9222	72-9230	
	社福	苫小牧慈光会	樽前慈光園	50	059-1265	字樽前219番地の1	67-4467	67-5503	
ケアハウス	社福	緑星の里	ナイスディやなぎ	50	053-0053	柳町4丁目11番36号	51-6111	51-6112	
	社福	楡	ケアハウス青葉	90	053-0807	青葉町2丁目9番27号	76-2000	76-0020	
	社福	陽樹会	ケアハウス陽だまりの樹	70	053-0005	元中野町2丁目3番3号	38-2811	38-2812	
	社福	ふれんど	ケアハウスはあ〜と	100	059-1273	明德町4丁目4番17号	67-8101	67-9810	
	社福	双樹会	ケアハウス恵みの里	100	053-0841	松風町1番11号	71-1601	75-7410	
	社福	緑陽会	地域密着型ケアハウスリバーサイド	29	053-0841	松風町2番15号	74-5599	74-3390	
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	医療	玄洋会	グループホームあすなろ	18	059-1265	字樽前237番地の1	67-8881	67-8881	
	社福	希望の里	グループホームむつみ	18	059-1265	字樽前159番地の198	68-6231	68-6232	
	社福	希望の里	グループホームなごみ	18	059-1275	北星町2丁目29番30号	68-7531	68-7532	
	㈱	無限倶楽部	グループホーム幸福の里あすか	18	059-1275	字錦岡647番地の14	68-3555	68-3555	
	社福	ふれんど	グループホームのどか	18	059-1273	明德町4丁目4番17号	67-8102	67-9810	
	医療	延山会	グループホームCoCoすみかわ	6	059-1271	澄川町7丁目6番15号	67-3111	67-6520	
	有限	花縁	グループホーム花縁	18	059-1271	澄川町4丁目3番5号	61-7321	61-7320	
	有限	花縁	グループホーム花縁ときわ館	18	059-1261	ときわ町3丁目4番14号	61-7811	61-7812	
	㈱	健康会	グループホームしらかば	18	059-1261	ときわ町3丁目4番1号	67-5401	67-5402	
	㈱	TNふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホーム日吉	18	053-0816	日吉町3丁目1番9号	72-6000	72-6116	

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	(株)	日総ふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホーム山法師	18	053-0816	日吉町1丁目2番23号	78-2180	75-5228		
	(株)	日総ふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホーム柘	18	053-0807	青葉町2丁目9番10号	75-8501	75-8503		
	(株)	TNふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホームふるさと	18	053-0831	豊川町2丁目1番2号	76-0354	72-4231		
	社福	勤医協福祉会	勤医協グループホームコスモスとまこまい	18	053-0821	しらかば町2丁目15番2号	71-5525	76-1651		
	(株)	彩寿	グループホーム彩寿	18	053-0832	桜木町2丁目2番20号	71-3400	71-3401		
	(株)	日総ふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホームいすの木	18	053-0046	住吉町2丁目8番9号	37-1330	37-1350		
	有限	ほのぼの月寒	グループホームほのぼの音羽	18	053-0044	音羽町2丁目10番1号	38-7200	38-7201		
	社福	緑星の里	グループホームハーモニー	18	059-1365	字植苗51番地の156	58-2245	58-2347		
	(株)	元気な介護	グループホームくらしさ沼ノ端	18	059-1305	沼ノ端中央2丁目1番42号	52-5062	52-5063		
	(株)	二千翔	グループホームほたる	18	059-1364	拓勇西町4丁目19番27号	57-5008	57-5008		
	(株)	ほほえみ	グループホームほほえみ	18	059-1304	北栄町4丁目13番3号	84-5611	84-5613		
	(株)	ニチイ学館	ニチイケアセンター 苫小牧	18	053-0811	光洋町1丁目5番17号	75-2361	75-2362		
	(株)	創生事業団	グループホームグッドケア・新中野	18	053-0006	新中野町1丁目3番20号	32-1294	36-0505		
	(株)	住拓工業	グループホーム福寿草	18	053-0015	本幸町1丁目3番5号	38-6300	38-6500		
	(株)	健康会	グループホーム柏木	18	053-0823	柏木町5丁目1番20号	71-5500	72-2800		
	(株)	健康会	グループホーム澄川	18	059-1271	澄川町3丁目2番5号	82-7696	82-7697		
	(株)	健康会	グループホーム豊川	18	053-0831	豊川町4丁目7番3号	82-9360	82-9361		
	(株)	TNふれあいケアサービス	ふれあいの里グループホームたく遊	18	059-1303	拓勇東町2丁目17番29号	82-7237	82-7238		
	地域密着型通所介護	社福	緑陽会	グループホーム風ぐるま	18	053-0841	松風町2番17号	84-8745	84-8746	
		社福	苫小牧慈光会	デイサービスセンター樽前慈生園	18	059-1265	字樽前219番地の18	68-3288	68-3288	
社福		緑星の里	デイサービスセンターやなぎ	18	053-0053	柳町4丁目11番36号	51-6789	51-6112		
(株)		えにし	デイサービスうとない	18	059-1365	字植苗227番地の65	51-8100	51-8101		
有限		ライフデザイン	デイハウスさくら指定通所介護事業所	13	053-0832	桜木町2丁目19番5号	76-2662	76-2663		
(株)		健康会	療養通所介護センターしらかば	9	059-1261	ときわ町3丁目4番1号	67-3681	67-3685		
合同		友和	デイサービス ラベンダー	10	059-1263	青雲町3丁目4番4号	67-3668	67-3674		
有限		ライフデザイン	デイハウスすみれ指定通所介護事業所	17	053-0816	日吉町4丁目1番22号	73-1650	73-1660		
(株)		オアシス	デイハウス おあしす	14	053-0842	有珠の沢町3丁目12番10号	84-5000	84-5002		
合同		あいりん	デイハウス いちご	10	053-0823	柏木町3丁目6番12号	75-1517	56-5998		
社福		勤医協福祉会	勤医協みやまの里デイサービス	18	053-0851	山手町2丁目14番9号	84-5867	84-5877		
医療		玄洋会	道央佐藤病院 デイサービスセンター しんとみ	18	053-0805	新富町1丁目3番5号	72-1112	71-1611		
(株)		大空	デイサービス ひまわり	10	053-0833	日新町4丁目6番17号	84-6197	84-6198		
(株)		スリーウェイ	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ苫小牧美園	18	053-0041	美園町2丁目11番9号	61-1092	61-1093		
(株)		ドリームバルーン	リハビリステーション ドリームバルーン日吉	18	053-0816	日吉町2丁目10番14号	82-8211	84-8088		
有限		スローライフ	LIFE REHABILITATION 希望のつばみ 苫小牧しらかば	15	053-0821	しらかば町3丁目30番8号	71-5555	71-5556		
(株)		TETOL	デイサービスセンターらいふてらす苫小牧北光	18	053-0852	北光町4丁目12番20号	76-8288	76-8289		
社福		山手の里	デイサービスセンターアポロ園	18	053-0851	山手町1丁目12番3号	72-9191	74-8377		
合同		しろいケア	宅老所 昭ちゃん家	13	053-0821	しらかば町5丁目10番15号	84-6426	84-5701		
(株)		敬愛総合サービスセンター	リハビリ特化型デイサービス とまりハ明野	14	053-0054	明野新町3丁目1番22号	56-5717	56-5638		
(株)		らいふばでい	らいふばでい苫小牧店	18	053-0841	字糸井135番地の1	84-3582	84-3583		
合同		あいりん	デイハウスみかん	10	053-0832	桜木町4丁目1番6号	77-8221	77-4555		
(株)		ドリームバルーン	リハビリステーション ドリームバルーン音羽	10	053-0044	音羽町1丁目16番17号	84-8584	84-8586		
(株)		苫都貢献	けんけんパーク	15	053-0855	見山町3丁目1番3号	61-1919	61-1920		
医療		玄洋会	フィットネス デイ 拓勇	18	059-1302	拓勇西町4丁目1番15号	56-5656	53-0055		
合同		生きがい	リハビリデイ生きがい	15	053-0811	光洋町2丁目6番25号	84-7333	84-7389		
(株)		敬愛総合サービスセンター	デイサービスかすがの憩い	14	053-0031	春日町1丁目2番14号	84-8525	84-8526		
(株)		ドクターアイズ	リハニック イオンモール苫小牧	10	053-0053	柳町3丁目1番20号 イオンモール苫小牧2F	84-6740	84-6742		
(株)		コミュニティ苫小牧	作業活動型デイ「こぶし」	18	053-0015	本幸町1丁目1番5号	84-3885	84-3887		
(株)		らいふばでい	にじいろ春日町店	18	053-0031	春日町3丁目14番19号	35-2416	35-2417		
合同		エヌ・エートレーディング	デイサービス 和みの森	10	053-0853	宮の森町1丁目2番19号	84-1555	84-1667		

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
通所介護	社福	緑陽会	デイサービスセンターやすらぎ	25	059-1263	青雲町2丁目21番17号	61-7770	67-1000	
	(株)	優心	デイサービス ふるさと	35	053-0804	元町2丁目5番11号	61-1643	61-1837	
	社福	ふれんど	デイサービスセンターそよかぜ	46	059-1273	明徳町4丁目4番17号	67-8101	67-9810	
	有限	テイケイ	デイサービス 楽楽	25	053-0802	弥生町2丁目1番3号	71-7300	71-7311	
	(株)	ツクイ	ツクイ苫小牧柏木	60	053-0823	柏木町6丁目21番19号	71-5007	71-5008	
	(株)	ツクイ	ツクイ苫小牧本幸	60	053-0015	本幸町1丁目3番5号	38-6111	38-6112	
	社福	緑陽会	デイサービスセンター松風	25	053-0841	松風町2番15号	74-6699	74-6700	
	(株)	萌福祉サービス	デイサービスセンター フルールハピネスとまこまい	40	059-1275	字錦岡443番地の443	84-1212	84-1244	
	社福	勤医協福祉会	勤医協苫小牧 デイサービス 虹	35	053-0855	見山町1丁目8番23号	72-5310	72-5525	
	社福	勤医協福祉会	勤医協デイサービスコスモスふたば	25	053-0045	双葉町2丁目11番2号	38-5556	38-5557	
	社福	勤医協福祉会	勤医協沼ノ端デイサービスなごや家	25	059-1304	北栄町2丁目27番20号	53-7588	53-8012	
	有限	ケアサポート赤坂	デイサービス絆	20	053-0821	しらかば町3丁目2番18号	71-6767	71-6767	
	医療	玄洋会	デイサービスセンター拓勇	30	059-1302	拓勇西町4丁目1番15号	53-0035	53-0055	
	(株)	もっと健康	レッツ倶楽部苫小牧	20	053-0031	春日町2丁目1番1号	31-3333	31-3334	
	(株)	ヤマチコーポレーション	機能訓練専門デイサービスきたえるーむ苫小牧中央	30	053-0851	山手町1丁目3番3号すまい第一ビル1F	84-5908	84-5908	
	社福	ふれんど	リハビリデイ「はるかぜ」	40	053-0022	表町5丁目11番5号	31-2311	31-2333	
(株)	敬愛総合サービスセンター	デイサービスセンター優らいふ	22	053-0055	新明町4丁目20番22号	52-1122	52-1121		
(株)	コミュニティミヤカワ	デイサービスほほえみ	22	059-1305	沼ノ端中央4丁目3番20号	52-5001	52-5004		
(株)	もっと健康	レッツ倶楽部明野新町	20	053-0054	明野新町5丁目22番12号	84-5194	84-5195		
認知症対応型通所介護	(株)	元気な介護	デイサービスくらしさ沼ノ端	6	059-1305	沼ノ端中央2丁目1番42号	52-5062	52-5063	
小規模多機能型居宅介護	有限	花緑	小規模多機能ホーム 花緑 すずらん館	29	059-1261	ときわ町3丁目4番11号	61-6011	61-6411	
	(株)	ニチイ学館	ニチイケアセンター 苫小牧	25	053-0811	光洋町1丁目5番17号	75-7361	75-7362	
	合同	恵	小規模多機能型居宅介護 緑の恵	15	053-0032	緑町2丁目6番22号	36-0777	38-6666	
	(株)	幸楽	小規模多機能ホーム すまいる	25	053-0833	日新町4丁目1番34号	71-6130	71-6140	
	(株)	元気な介護	小規模多機能型ホーム くらしさ苫小牧	29	053-0052	新開町1丁目14番6号	57-1051	57-1052	

苫小牧市福祉施設一覧(母子・児童・その他)

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	備考
児童センター	市	苫小牧市	苫小牧市住吉児童センター		053-0046	住吉町2丁目5番17号	36-1448	36-1448	
	市	苫小牧市	苫小牧市日新児童センター		053-0833	日新町3丁目6番15号	76-6655	76-6655	
	市	苫小牧市	苫小牧市沼ノ端児童センター		059-1364	沼ノ端中央4丁目10番34号	57-6601	57-6601	
	市	苫小牧市	苫小牧市大成児童センター		053-0806	大成町1丁目1番21号	75-1841	72-6716	
	市	苫小牧市	苫小牧市あさひ児童センター		053-0018	旭町2丁目3番24号	35-6393	35-6393	
	市	苫小牧市	苫小牧市錦岡児童センター		059-1264	宮前町2丁目29番20号	82-7371	82-7371	
助産施設	市	苫小牧市	苫小牧市助産施設		053-8567	清水町1丁目5番20号	33-3131	34-7511	
	医療	王子総合病院	王子総合病院助産施設		053-0021	若草町3丁目4番8号	32-8111	32-7119	
生活館	市	苫小牧市	苫小牧市生活館		053-0803	矢代町2丁目1番11号	72-4297	72-5993	
社会福祉センター	市	苫小牧市	苫小牧市社会福祉センター		053-0021	若草町3丁目3番8号	32-7111	34-8141	市民活動センター内
地域子育て支援センター	市	苫小牧市	とまこまい子育て支援センター		053-0015	本幸町1丁目2番21号	33-4751	33-4755	苫小牧市教育・福祉センター2F

苫小牧市保育所一覧

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開園時間	備考
	市	苫小牧市	みその保育園	130	053-0041	美園町4丁目26番10号	34-4339	84-3990	7:30～18:30	休日保育・一時保育・病後児保育・子育てルーム
	市	苫小牧市	いとい北保育園	120	053-0833	日新町4丁目3番15号	74-2110	74-2110	7:30～18:30	
公立計				250						
法人保育所	社福	錦岡福祉会	錦岡保育園	90	059-1264	宮前町2丁目28番15号	67-0033	67-8645	7:30～18:30	一時保育・子育てルーム
	社福	沼ノ端福祉会	拓勇おひさま保育園	90	059-1302	拓勇西町7丁目1番4号	52-0020	52-0030	7:30～19:00	病児・病後児保育(自園対応型)、延長保育(30分)
	社福	沼ノ端福祉会	沼ノ端おひさま保育園	60	059-1305	沼ノ端中央4丁目12番27号	55-0705	55-0655	7:30～19:00	延長保育(30分)・子育てルーム
	社福	中野福祉会	なかの保育園	100	053-0005	元中野町2丁目12番5号	38-5588	38-5587	7:30～19:00	延長保育(30分)
	社福	福祉事業協会	ひよし保育園	66	053-0816	日吉町2丁目9番25号	73-7620	73-7620	7:00～19:00	延長保育(1時間)・病児、病後児保育(自園対応型)
	社福	福祉事業協会	こいとい保育園	60	053-0821	しらかば町5丁目6番14号	73-2600	73-2600	7:30～19:00	延長保育(30分)
	社福	福祉事業協会	たいせい保育園	80	053-0806	大成町1丁目14番26号	72-9257	72-9257	7:00～19:00	延長保育(1時間)・休日保育
	社福	福祉事業協会	すえひろ保育園	60	053-0011	末広町1丁目2番22号	36-9656	36-9656	7:30～19:00	延長保育(30分)
	社福	山手の里	山手キュービット保育園	40	053-0851	山手町1丁目12番3号	73-2762	73-2762	7:30～18:30	
	社福	福祉事業協会	さくらぎ保育園	70	053-0832	桜木町3丁目24番23号	73-7033	73-7033	7:00～19:00	延長保育(1時間)
	社福	東雲福祉会	うとない保育園	90	059-1307	ウトナイ南3丁目20番1号	82-8161	82-8162	7:00～19:00	延長保育(1時間)・休日保育・一時保育
	社福	福祉事業協会	あけの保育園	90	053-0054	明野新町5丁目13番30号	57-3543	57-3543	7:30～18:30	一時保育・子育てルーム
法人計				896						
合計				1,146						

苫小牧市認定こども園一覧

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開園時間	備考	
	学法	浅利教育学園	認定こども園苫小牧もも花幼稚園	105	059-1271	澄川町3丁目16番8号	67-5650	67-5650	7:30～18:30		
	学法	苫小牧中央学園	認定こども園苫小牧中央幼稚園	120	053-0006	新中野町3丁目16番4号	84-7357	84-7358	7:30～18:30		
	学法	北海道キリスト教学園	認定こども園かおり幼稚園	105	053-0802	弥生町2丁目8番25号	72-5503	73-9111	7:30～18:30		
	社福	百合愛会	認定こども園幼稚園あいか	130	053-0053	柳町4丁目9番17号	53-0021	53-0022	7:00～19:00	一時保育・病児(在園児のみ)・延長保育(1時間)	
	学法	勇払学園	認定こども園勇払幼稚園	75	059-1372	字勇払142番地の22	56-2300	56-2300	7:30～18:30		
	学法	沼ノ端学園	はなぞの認定こども園	110	053-0853	花園町2丁目11番15号	71-6687	71-6787	7:30～18:30		
	学法	沼ノ端学園	認定こども園第2はくちよう幼稚園	300	059-1304	北栄町4丁目1番9号	55-2221	55-1414	7:30～18:30		
	学法	聖公会北海道学園	認定こども園苫小牧聖ルカ幼稚園	91	053-0018	旭町2丁目6番19号	36-1156	82-8686	7:30～18:30		
	学法	北海道徳風学園	苫小牧あおば認定こども園	120	053-0855	見山町4丁目6番4号	72-7411	73-4376	7:00～19:00	延長保育(1時間)・一時保育	
認定こども園	社福	明日萌	認定こども園苫小牧すみれ保育園	105	053-0803	矢代町3丁目7番47号	84-3520	73-2119	7:30～19:00	延長保育(30分)	
	学法	坂本北海道学園	認定こども園エンゼル幼稚園	140	053-0821	しらかば町5丁目6番6号	72-0101	76-7788	7:30～18:30		
	学法	坂本北海道学園	認定こども園ピノキオ苫小牧幼稚園	120	053-0833	日新町3丁目6番10号	73-3111	76-7722	7:30～18:30		
	学法	鈴木学園	認定こども園苫小牧マーガレット幼稚園	240	053-0034	清水町2丁目11番8号	34-7810	36-2887	7:30～18:30		
	学法	ふたば学園	幼保連携型認定こども園苫小牧ふたば幼稚園	191	053-0027	王子町1丁目2番18号	34-6250	34-6300	7:30～18:30	一時保育	
	学法	沼ノ端学園	認定こども園はくちよう幼稚園	210	059-1304	北栄町3丁目4番6号	55-3545	55-0725	7:00～19:00	延長保育(1時間)	
	学法	原学園	認定こども園原学園ひかり幼稚園	115	053-0811	光洋町3丁目13番2号	74-4600	74-4620	7:30～18:30		
	社福	みやま福祉会	認定こども園おとわ	90	053-0044	音羽町2丁目10番8号	36-5056	36-5058	7:30～18:30		
	学法	小池学園	認定こども園苫小牧いずみ幼稚園	225	053-0042	三光町5丁目7番29号	33-5370	33-3524	7:30～18:30		
	学法	原学園	認定こども園ひかりの国幼稚園	200	053-0814	字糸井353番地の1	74-4800	74-7071	7:30～18:30		
	合計				2,792						

苫小牧市小規模保育施設一覧

施設区分	経営主体	法人名	施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	開園時間	備考
小規模保育施設	社福	明日萌	苫小牧なの花保育園	19	059-1307	ウトナイ南6丁目8番31号	53-6200	53-6250	7:30~18:30	
	学法	沼ノ端学園	パンピ保育園	19	059-1305	沼ノ端中央2丁目9番32号	53-0550	53-0551	7:30~18:30	
	個人	—	ひだまりのもり保育園	18	059-1302	拓勇西町4丁目14番25号	57-8205	57-8205	7:30~18:30	
	合同	苫小牧育成	苫小牧育成 そよかぜ保育園	18	053-0031	春日町2丁目10番12号	35-1010	35-1011	7:30~18:30	
	学法	沼ノ端学園	コアラ保育園	19	059-1304	北栄町2丁目21番15号	61-1924	61-1942	7:30~18:30	
	学法	原学園	ひかりチャイルドケアセンター	19	053-0811	光洋町3丁目13番2号	75-1006	75-1006	7:30~18:30	
	学法	沼ノ端学園	パンダ保育園	19	059-1305	沼ノ端中央3丁目4番16号	84-1740	84-1760	7:30~18:30	
	学法	坂本北海道学園	ベビーエンゼル!!	19	053-0821	しらかば町5丁目5番19号	75-7373	75-7373	7:30~18:30	
	学法	絆学園	青空にじいろ保育園	19	053-0823	柏木町2丁目5番1号 1F	74-7459	84-8575	7:30~18:30	
	個人	—	第2ひだまりのもり保育園	19	059-1304	北栄町1丁目17番8号	84-7490	84-7491	7:30~18:30	
	学法	絆学園	青空ことり保育園	19	059-1261	ときわ町3丁目7番24号	84-3248	84-3249	7:30~18:30	
	学法	沼ノ端学園	ヒヨコ保育園	19	059-1304	北栄町4丁目1番6号	84-8567	84-8568	7:30~18:30	
	学法	坂本北海道学園	ベビーピノキオ	19	053-0833	日新町2丁目4番29号	76-0100	76-0100	7:30~18:30	
	学法	絆学園	青空すまいる保育園	19	053-0816	日吉町1丁目4番22号	84-3313	84-3318	7:30~18:30	
	合 計				264					

障害年金リーフレット

このページは、障害年金制度の周知のため、日本年金機構より市町村あてに送付されたリーフレットを、一部を除き掲載しております。ご不明な点は、リーフレット本文の問い合わせ先へご連絡ください。

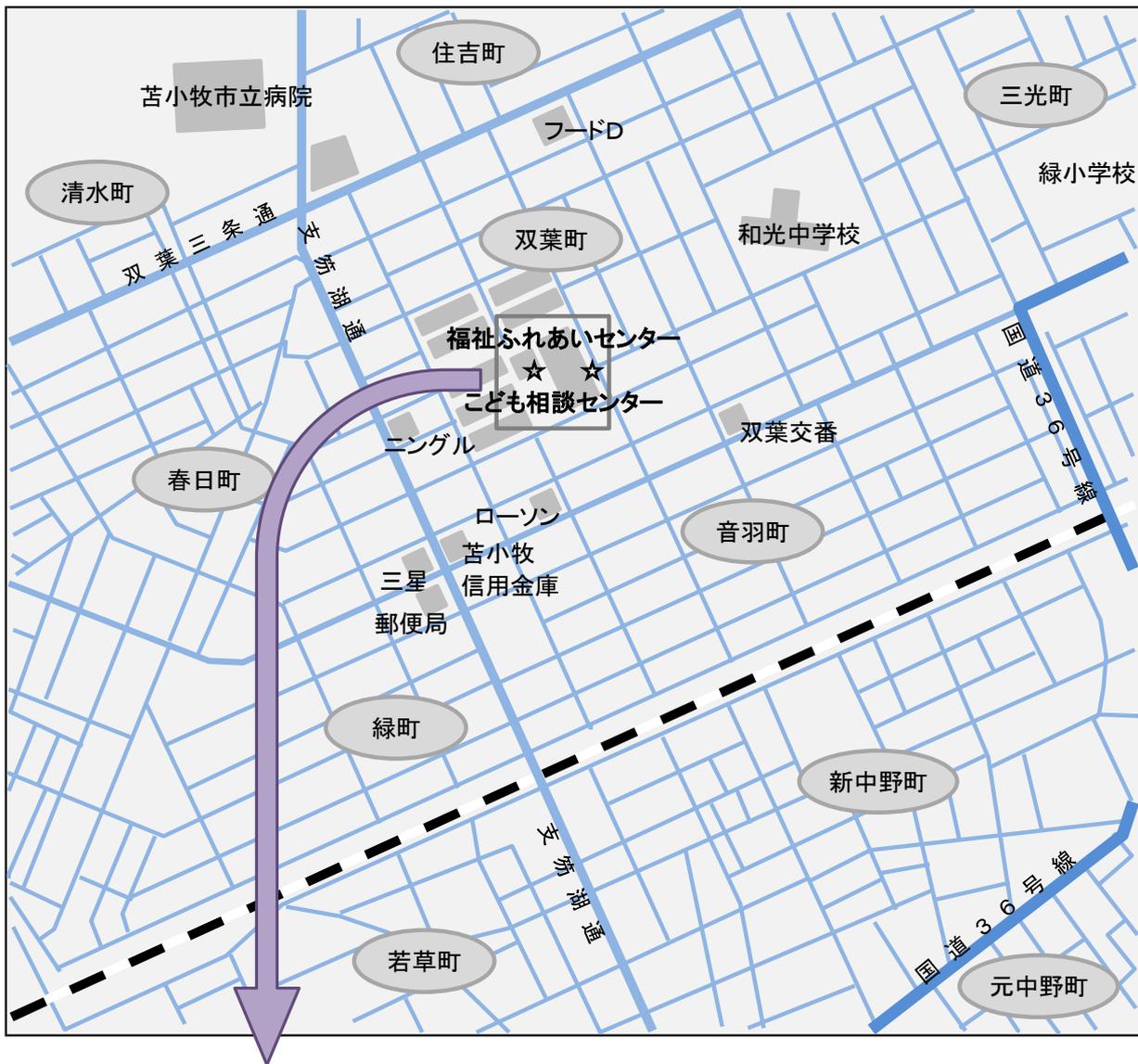
障害者手帳の交付を受けた皆様へ	
障害年金をご存じですか？	1. 受給要件
<p>障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受けとることができます。</p> <p>障害年金の受給要件や、請求手続き先等については、このリーフレットをご覧ください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【注意事項】 「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険の障害等級」とでは、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けた場合でも障害年金を受けられないことがあります。 また、他の年金との調整等がある場合もあります。</p> </div>	<p>障害基礎年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。</p> <p>(1) 初診日に、年金に加入していること 障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日(初診日)に、年金に加入している必要があります。 <small>*20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に、初診日があるときも含まれます。</small></p> <p>(2) 一定の障害の状態にあること 障害認定日(原則、初診日から1年6か月を経過した日)または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあることが必要です。</p> <p>(3) 保険料納付要件を満たしていること 初診日の前日に一定期間の保険料納付済(免除)期間があることが必要です。</p>
2. 請求手続き	3. 問い合わせ先
<p>障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。</p> <p>【請求手続き先】</p> <p>障害基礎年金(国民年金) ⇒お住まいの市(区)役所または町村役場、お近くの年金事務所</p> <p>障害厚生年金 ⇒お近くの年金事務所</p> <p>年金事務所の所在地・連絡先は日本年金機構ホームページで、ご確認ください。</p> <p>日本年金機構 <input type="text" value="検索"/> </p> <p>https://www.nenkin.go.jp</p>	<p>ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。 なお、障害年金の一般的なお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』もご利用いただけます。</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！ 0570-05-1165 050から始まる電話番号でおかけになる場合は、 03-6700-1165 お問い合わせの際は、<u>基礎年金番号</u>がわかるものをご用意ください。</p> <p>【受付時間】 月 曜 日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 第2土曜日 午前9:30～午後4:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。</p> </div>

関係機関所在地図



- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ① 苫小牧市役所 | 苫小牧市旭町4丁目5番6号
Tel 0144-32-6111 |
| ② 苫小牧年金事務所 | 苫小牧市若草町2丁目1番14号
Tel 0144-37-3500 |
| ③ 苫小牧保健所 | 苫小牧市若草町2丁目2番21号
Tel 0144-34-4168 |
| ④ 市民活動センター | 苫小牧市若草町3丁目3番8号
Tel 0144-32-7111 |
| ⑤ 苫小牧警察署 | 苫小牧市旭町3丁目5番12号
Tel 0144-35-0110 |
| ⑥ 苫小牧税務署
(国税相談専用ダイヤル) | 苫小牧市旭町3丁目4番17号
Tel 0570-00-5901 |
| ⑦ 苫小牧道税事務所 | 苫小牧市旭町2丁目8番15号
Tel 0144-32-5285 |
| ⑧ 札幌法務局苫小牧支局 | 苫小牧市旭町3丁目3番7号
Tel 0144-34-7151 |
| ⑨ 札幌家庭裁判所
苫小牧支部 | 苫小牧市旭町2丁目7番12号
Tel 0144-32-3295 |

福祉ふれあいセンター・こども相談センター周辺地図



苦小牧市福祉ふれあいセンター

苦小牧市双葉町3丁目7番3号

■こども通園センターおおぞら園■

0144-34-5821 (通所)

0144-34-5823 (相談室あいす)

■貸館 (会議室・体育館等) ■

0144-82-8801

■あいあい (生活介護) ■

0144-82-8262

■地域活動支援センターあさひ■

0144-34-5824

苦小牧市こども相談センター

苦小牧市双葉町3丁目7番2号

■市こども相談課■

0144-32-6369

■北海道室蘭児童相談所苦小牧分室■

0144-61-1882

苫小牧市あいサポート運動

苫小牧市あいサポート運動は、様々な障がい特性を理解し、サポートのノウハウを学ぶことで、障がいのある人に温かく接するとともに障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」や配慮を実践する「あいサポーター」を育成する運動です。



あいサポートの輪

障がいのある人は、日常の何気ない場面で、誰かのちょっとした思いやりや助けがあれば今よりもずっとイキイキと暮らすことができます。

一人ひとりがやさしさをカタチで表せたら、そしてみんなのやさしさがつながれば、きっとこのまちはみんなが気持ちよく暮らせる場所となります。

さあ、あなたも
あいサポートの輪に
入りませんか？



「あいサポーター」になるには

「あいサポーター」になるには、障がいのある方に対する配慮などについて学ぶあいサポーター研修に参加していただきます。研修終了後に、あいサポーターの証である【あいサポートバッジ】を差し上げます。



【出前講座のご案内】

あいサポーター研修を職場の研修や学校の授業にご活用ください。

開催日程などもできる限り柔軟にご対応させていただきます。

【研修の内容（約75分）】

- ・ あいサポート運動の目的
- ・ 障がい特性理解のためのDVD視聴
- ・ 簡単な手話講座



お問い合わせ先

詳細は障がい福祉課
HPをご覧ください▼

苫小牧市福祉部障がい福祉課
(市役所1階14番窓口)

TEL : 0144-32-6356
FAX : 0144-36-3121



あいサポートでこころ、つながる
うん どう
あいサポート運動



♥ ヘルプマークとは

外見からは配慮を必要としていることが分かりにくい方が、周りの方々に援助や配慮が必要であることを知らせるマークです。

対象となる方（一例）

- ・ 義足や人工関節を使用している方
- ・ 内部障がいや難病の方
- ・ 妊娠初期の方
- ・ その他援助や配慮を必要とする方



人工関節の方



妊娠初期の方



カバンなどに着用



必要事項が書けます

♥ 配布場所

- **市役所**（旭町4丁目5番6号）
 - ・ 障がい福祉課（本庁舎1階14番窓口）
 - ・ 健康支援課（本庁舎4階1番窓口）
- **各出張所**
 - ・ のぞみ出張所（のぞみコミセン内）（のぞみ町1丁目2番5号）
 - ・ 沼ノ端出張所（沼ノ端交流センター内）（北栄町3丁目3番3号）
 - ・ 勇払出張所（勇払公民館内）（字勇払33番地）
- **各証明取扱所**
 - ・ 豊川証明取扱所（豊川コミセン内）（豊川町3丁目4番21号）
 - ・ 駅前証明取扱所（ふれんどビル内）（表町5丁目11番5号）
 - ・ 住吉証明取扱所（住吉コミセン内）（住吉町1丁目3番20号）
- **福祉ふれあいセンター**（双葉町3丁目7番3号）
- **市民活動センター**（若草町3丁目3番8号）

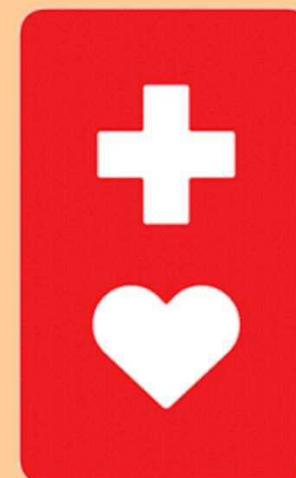


詳細は障がい福祉課
HPをご覧ください➡



♥ 助け合いのしるし ♥

ヘルプマークを 知っていますか？



援助や配慮が必要な方のためのマークです。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークにはストラップがついていて、カバンなどに付けることができます。

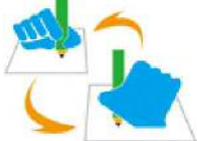


苫小牧市福祉部障がい福祉課
（市役所1階14番窓口）

TEL : 0144-32-6356
FAX : 0144-36-3121

障がい者に関するシンボルマーク(抜粋)

※43、127ページにも障がいのある方のための標識等を掲載しています。

シンボルマーク	名称	マークの概要
	ハートプラスマーク	<p>身体の内部に疾患のある人のためのマークです。 外見からわかりにくいいため、誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p> <p>【関係団体・機関】 特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p>
	盲人のための 国際シンボルマーク	<p>視覚に障がいのある人のための世界共通のマークです。視覚に障がいのある人が利用する機器等に表示されます。</p> <p>【関係団体・機関】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p>
	耳マーク	<p>外見ではわかりにくい聴覚に障がいのある人のために使用されているマークです。 聞こえが不自由なことを表すと同時に、きこえない人・きこえにくい人への配慮を表すマークです。</p> <p>【関係団体・機関】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
	オストメイトマーク	<p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）を示すマークです。 オストメイト対応トイレなどに使用されています。</p> <p>【関係団体・機関】 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</p>
	手話マーク	<p>耳の不自由な人等が手話を必要としているときに提示したり、公共及び民間施設等の窓口で、手話の対応をしていることをお知らせするマークです。</p> <p>【関係団体・機関】 一般財団法人全日本ろうあ連盟</p>
	筆談マーク	<p>耳の不自由な人等が筆談を必要としているときに提示したり、公共及び民間施設等の窓口で、筆談の対応をしていることをお知らせするマークです。</p> <p>【関係団体・機関】 一般財団法人全日本ろうあ連盟</p>
	ほじょ犬マーク	<p>盲導犬、聴導犬、介助犬等、すべての身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>【関係団体・機関】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p>
	福祉のまちづくり 適合証	<p>苫小牧市では、障がいのある方などが円滑に施設を利用できるよう、整備を行うために必要な基準を定めており、この基準に適合する施設には適合証を交付しています。</p> <p>【関係団体・機関】 苫小牧市福祉部障がい福祉課</p>